

別表

1.事業区分	2.対象経費	3.基準額
<p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙。平成30年7月10日付け医政発00710第2号・老発0710第3号・保発0710第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知による一部改正)第3(1)⑤の規定に基づく別記2の2に掲げる事業のうち、市町村または保険者が地域単位で取り組む以下の事業 ※1</p> <p>①市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業</p> <p>②地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業</p> <p>③若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業</p> <p>④介護未経験者に対する研修支援事業</p> <p>⑤介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進</p> <p>⑥介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業</p> <p>⑦多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 ※2</p> <p>⑧介護職員長期定着支援事業</p> <p>⑨管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <p>⑩外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業</p> <p>⑪離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>謝金、旅費(費用弁償)、需用費(印刷費等)、役務費(通信費、運搬費、広告費)、委託料、施設使用料(冷暖房費、備品使用料等含む)、介護機器賃借料、補助金、その他知事が必要と認める経費</p> <p>※3</p>	<p>2,500千円</p>

※1 保険者・市町村から事業所への補助事業も対象とする。

※2 県から介護人材確保に係る補助金の交付を受けている法人・施設・事業所に対する補助は、対象外とする。

※3 補助事業者の人件費及び事務費(旅費その他)は、補助対象外とする。